

京都木材規格運営要領

平成 24 年 6 月 30 日

(最終改正平成 26 年 8 月 21 日)

京都府産木材認証制度運営協議会

(目的)

第 1 この要領は、京都産木材製品が消費者並びに建築工事を担う事業関係者等に、容易にかつ安心して使用していただけるよう、林業及び木材産業に関わる事業者と府市が一体となって、京都木材規格を遵守するための方法を定める。

(用語の定義)

第 2 「京都産木材」とは、京都府が実施する「京都府産木材認証制度（ウッドマイレージ CO₂ 認証制度）」または、京都市が実施する「京都市木材地産表示制度（みやこ柚木認証制度）」において認証される木材製品のこと言う。

2 「京都木材規格材（KTS 材）」とは、京都産木材であり、かつ第 3 で定める規格基準および第 10 で定める規格材表示ラベル貼付基準に基づき認定事業者が品質性能を表示した木材製品を言う。また、合法性についても担保されたものとする。

(規格基準)

第 3 KTS 材の規格基準は別紙に定める。

(認定事業者)

第 4 認定事業者とは、次の要件を満たし、自社で規格材の出荷に必要な適否検査のできる事業者として、認定機関が認定したものをいう。

- (1) 京都府による「取扱事業者」の認定または京都市による「生産事業者」の登録を受けていること。
- (2) KTS材の検査に必要なヤング係数測定機器及び含水率等の測定機器を有しているまたは共同利用の体制が整備されていること。
- (3) 品質管理技術者を1名以上配置し、製品の品質管理を十分に行う体制が整備されていること。
- (4) KTS材を適切に取り扱うための管理基準書を作成すること。
- (5) この他、認定機関が別途定める要件を満たしていること。

2 認定事業者は認定後 3 年を経過した場合、継続して有効とするために 1 年以内に更新のための手続きを行わなければならない。

3 認定機関は、認定にかかる経費を認定事業者から登録時に徴収するものとする。また、

認定の更新時には更新料を徴収するものとする。それぞれの料金については別途定めるものとする。

- 4 認定事業者としての登録内容に変更があった場合、所定の様式を用いて認定機関に対して速やかに変更手続きを行わなければならない。

(認定事業者の責務)

第5 認定された事業者は規格材の取扱いにあたり以下の責務を果たさなければならない。

- (1) KTS材の取扱いにあたっては、自らの責任において、適正に規格を運用し、KTS材の品質性能を適切に表示する。
- (2) KTS材の入出荷、性能表示内容等に関する情報を管理簿等により管理し、入出荷管理と性能表示内容に係わる関係書類を5年間保管する。
- (3) KTS材の入出荷実績を毎年認定機関に対して所定の様式に従い報告する。
- (4) 認定機関より抜打ちでの性能表示内容の立入り検査依頼があった場合は、速やかに応じる。
- (5) 認定事業者とKTS材を購入した消費者等の間において、KTS材の性能表示に係わる問題が生じた場合、又は改善の指導若しくは第6条に基づく認定の取消しにより損失が生じた場合は、認定事業者がその責務を負う。

(認定事業者の取消し)

第6 認定機関は、認定事業者が次に掲げる行為をした場合に、当該事業者の認定を取消すことができる。

- (1) 第4、第5、および第7で定める責務・業務に反する行為。
- (2) 制度の信頼を著しく損なう恐れのある不正・不適當な行為
- 2 認定事業者等が前項各号に定める行為をしたことが明らかとなった場合、または当該行為の疑いがある場合、認定機関は当該事業者等に対して立ち入り調査を行うことができる。なお、立ち入り調査に要した費用については認定事業者がその負担を行う。
- 3 認定の取消し処分を受けた事業者等は、処分を受けた日より1年間は、認定の申請を行うことはできない。
- 4 認定の取り消し処分を受けた事業者等は、ホームページ等により公表される。

(品質管理技術者)

第7 品質管理技術者とは、認定事業者に設置し、京都産木材の品質性能表示のために必要な品質管理を適切に行う者で、認定機関が実施する講習・審査を修了した者を認定機関が登録する。ただし、特に認定機関が認めた場合はこの限りではない。

- 2 品質管理技術者の登録資格は、登録後3年を経過した場合、継続して有効とするために1年以内に再登録のための手続きを行わなければならない。

(認定機関)

第8 認定機関は、一般社団法人京都府木材組合連合会（「以下 府木連」という）とする。

(認定機関の業務)

第9 府木連は認定機関として以下に掲げる業務を行う。

- (1) 品質管理技術者に対する講習・審査の実施
- (2) 認定事業者の認定および認定の取り消し
- (3) 認定事業者に対する本規格の運用に係わる指導・助言
- (4) KTS材の入出荷に係わる帳票類の管理
- (5) 認定事業者に対する抜打ちでの性能表示内容の立入り検査
- (6) その他 京都木材規格の運用に必要なと思われる業務

2 認定機関業務の適正な運営のために、府木連内部に審査委員会を設置する。

(規格材表示ラベル)

第10 KTS材表示ラベルの様式および貼付基準は、別紙により定める。

(その他)

第11 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

1 この要領は平成24年6月30日から適用する。